

教育委員会提出議案

第 22 号議案

豊島区文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 8 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区文化財の指定について

豊島区文化財の指定について、次のとおり決定する。

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 1 号による

2. 審議事項

(1) 豊島区文化財の指定

①豊島区登録有形文化財（建造物）

榎本家店舗兼住宅および新座敷 2 棟

3. 指定の理由

別紙「答申書（写）」の通り

(説 明)

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 1 号の規定により、豊島区文化財保護審議会に、文化財の指定について諮問したところ、別紙のような答申を得た。

よって豊島区文化財保護条例第 5 条の規定により文化財を指定するため、本案を提出する。

答 申 書



豊島区文化財保護審議会

令和5年3月16日

豊島区教育委員会 様

豊島区文化財保護審議会
会 長 佐々木 隆爾



豊島区文化財の指定について（答申）

令和4年12月13日付、4豊教庶発第1877号をもって諮問がありました、豊島区文化財の指定について、豊島区文化財保護審議会において、令和4年12月23日と令和5年3月16日の2回にわたり審議を行った結果、下記の通り意見が一致したので答申します。

記

1. 指定件名

(1) 有形文化財（建造物）

豊島区登録有形文化財「榎本家店舗兼住宅および新座敷棟 1棟」を下記名称・員数に変更し、指定する。

名 称	榎本家店舗兼住宅及び新座敷
員 数	2棟
所在地	豊島区西巣鴨3-19-2
所有者	榎本泰吉 豊島区西巣鴨3-19-2

上記について、豊島区有形文化財として指定することに異議ありません。

有形文化財

1. 名称 榎本家店舗兼住宅および新座敷
2. 員数 2棟
3. 指定種別 豊島区指定有形文化財（建造物）
4. 所在地 豊島区西巣鴨3-19-2
5. 所有者 榎本泰吉 豊島区西巣鴨3-19-2
6. 指定基準 豊島区文化財登録・指定基準 第2 豊島区指定文化財「豊島区登録文化財のうち、区にとって特に重要なもの」
7. 指定理由

この建物を所有する榎本家は、幕末から続く旧家である。江戸時代から中山道沿いの滝野川村（現北区）には、種子屋を営む家が3家あり、滝野川の字名である「三軒家」の由来ともいわれている。この滝野川3家のうちの1軒である榎本重左衛門家から弘化元（1844）年に分家して、巣鴨庚申塚で種苗業を開業したのが初代榎本留吉である。その後代々「留吉」の名跡を継いで榎本留吉商店を営んでいたが、四代留吉のとき、アジア太平洋戦下の種苗統制にともなう統合によって東京種苗株式会社に再編され、その社名が店舗兼住宅棟正面のガラス戸にいまも記されている。

本建物は旧中山道沿いに建つ店舗兼住宅と新座敷からなる。店舗兼住宅は店舗部分が木造つし二階建て切妻造り、切落棧瓦葺きで、北側の住居部分は木造平屋建て寄棟造りで、店舗兼部分と同じく切落棧瓦葺きである。外装は押縁下見板仕上げとなっているが現在は鉄板で覆われている。新座敷は廊下で店舗兼住宅棟の北にやや斜めに接合している。構造は木造二階建て、入母屋造り、引掛棧瓦葺き。外装は店舗兼住宅と同じく押縁下見板仕上げだが、主玄関脇の洋室部分のみモルタル仕上げとなっており、こちらも、傷みが激しい部分は鉄板で覆っている。

建築年代は、新座敷は四代留吉の結婚を機に建てられたもので、棟札の記載から、昭和11（1936）年に竣工したと考えられる。一方、店舗兼住宅は棟札や墨書、和釘の使用痕など建築年代の手がかりとなるものは見つかっていないが、表の構えが出し桁造りである点や、屋内に揚げ戸が残っているなど、明治期やそれ以前に遡れる建築様式も残っている。

榎本家店舗兼住宅および新座敷は、昭和20（1945）年4月13日に激しい空襲を受けた場所にあって、奇跡的に焼失を免れた、豊島区内では数少ない戦前期の建築物であり、新座敷は、和風住宅に洋館が付属する、昭和初期の典型的な建物であるといえる。また、明治時代から昭和初期まで、多くの種子問屋が軒を連ねていた巣鴨から滝野川にかけての中山道は「種子屋通り」とも呼ばれており、店舗兼住宅棟はその時代を偲ばせる建物としても重要であるといえる。

上記のような評価から、令和4年3月25日に豊島区有形文化財に登録された。文化財登録を受けて、同年8月から12月にかけて詳細な建造物調査を実施した結果、以下の点が判明した。

登録時点では、店舗兼住宅の建築年代について、表の構えの出し桁造りや屋内の揚げ戸など、明治期やそれ以前に遡れる建築様式も残っていることに加え、四代目留吉の著書に、「明治40年」に「現在の家の表側の部分を祖父が改築した」という、明治40年以前からの建物であると読み取れる記述もあり、建築年代を絞り込むのが困難であったため、明治後期と幅をもたせて推定した。

今回の調査でも、明治40年以前の建築であることを示す和釘の使用痕などは発見できなかった。また、小屋組には京呂組が採用されているほか、明治39年に製造され始めたボルトで登り梁の補強板を固定していることなど、築年を明治39年以前に遡って考えることは難しい。

これらのことを踏まえ、明治40年の“改築”を“建替え”という意味に読み取れば、四代目留吉の妹の生年に建てられたという伝承とも一致するので、店舗兼住宅の建築年代を明治40年（1907）頃であると推定する。

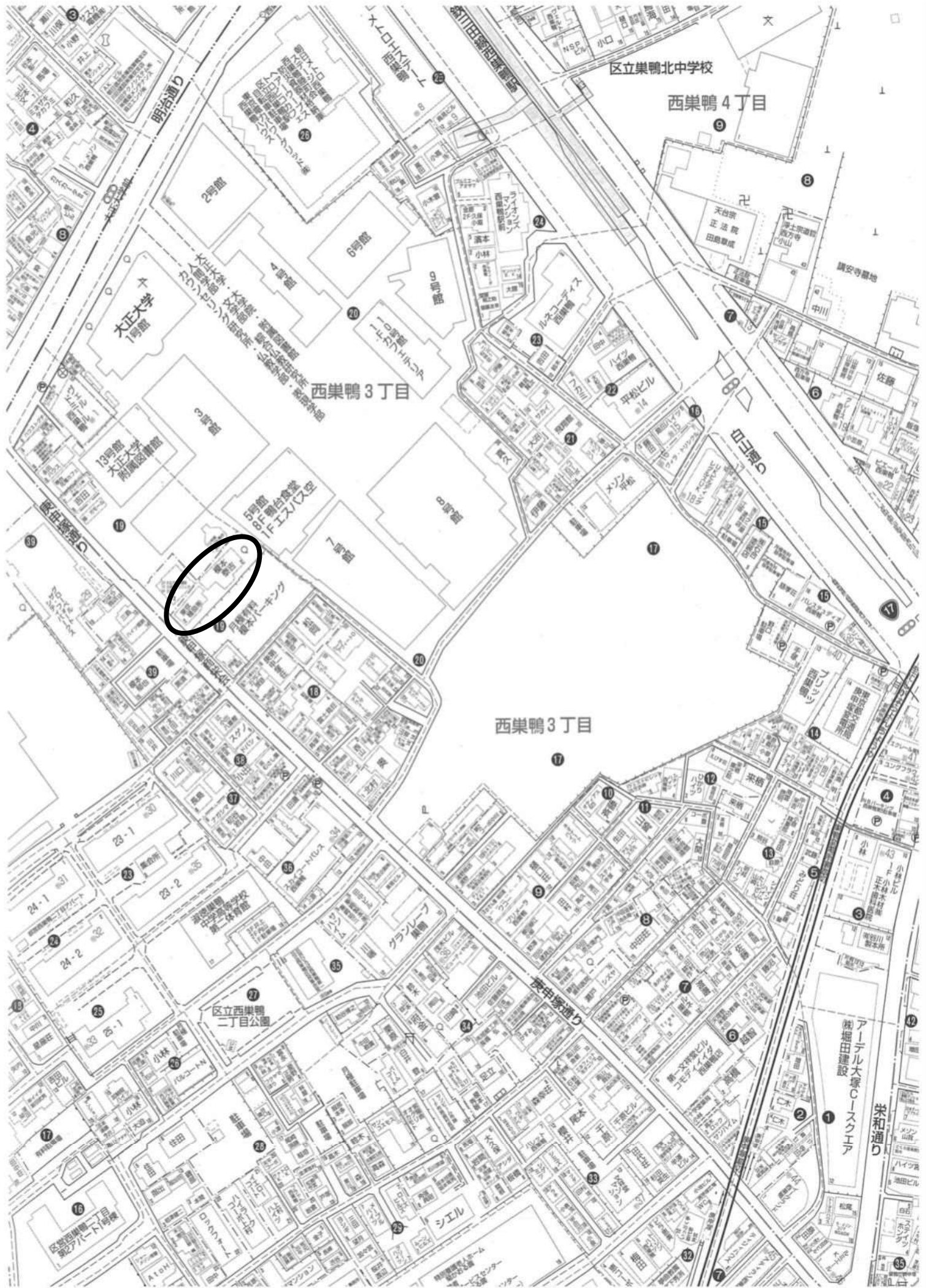
また今回の調査で行った痕跡調査により、建築当初の様子がある程度復原できることも確認できた。保存・修理等の機会には、明治40年頃あるいは昭和11年の状態に復原できる可能性を見出せた。

榎本家店舗兼住宅および新座敷のそれぞれの建物は丁寧に作られており、現状でも各々が建てられた年代の特徴をはっきりと表している。それら二つの建物が一つとなって組み合わされて残っており、明治から昭和にかけての時代の特徴が共に見られる建物である。加えて、建築当初の状態を復原することが可能であることや、登録理由にある、西巢鴨地域の歴史を象徴する「種子屋通り」を偲ばせる建物であるという点からも、豊島区にとって特に重要な文化財建造物と評価できる。

なお、所有者は今後、建物の維持・管理を自身が立ち上げる財団に移管する準備を具体的に進めており、保存体制が維持されるようである。将来的には、南側の隣接地を緑地化するなどして、本建物の庭園と一体的な公開・活用を目指しており、個人が所有する文化財建造物ではあるものの、将来的な保存の目処も立っている。

以上のことから、豊島区指定有形文化財として保存・活用していくことが必要である。

8. 参考文献 伝統技法研究会『榎本家店舗兼住宅および新座敷棟調査報告書』2022
四代目榎本留吉『榎本の思い出』1981（私家版）
豊島区立郷土資料館『2008年度企画展 一粒入魂！～日本の農業を支えた種子屋～』2008



区立巢鴨北中学校

西巢鴨4丁目

西巢鴨3丁目

西巢鴨3丁目

区立西巢鴨二丁目公園

大正大学

明治通り

栗申塚通り

アーデル大塚Cスクエア
株堀田建設

栄和通り

シエル

第一ビル
アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル

アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル

アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル

アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル

アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル

アパレルビル
アパレルビル
アパレルビル



榎本家事務所棟 東南面



榎本家事務所棟 つし二階出桁造り



榎本家事務所棟 内部 揚げ戸



榎本家住宅主屋 南面 玄関



榎本家住宅主屋 東南面



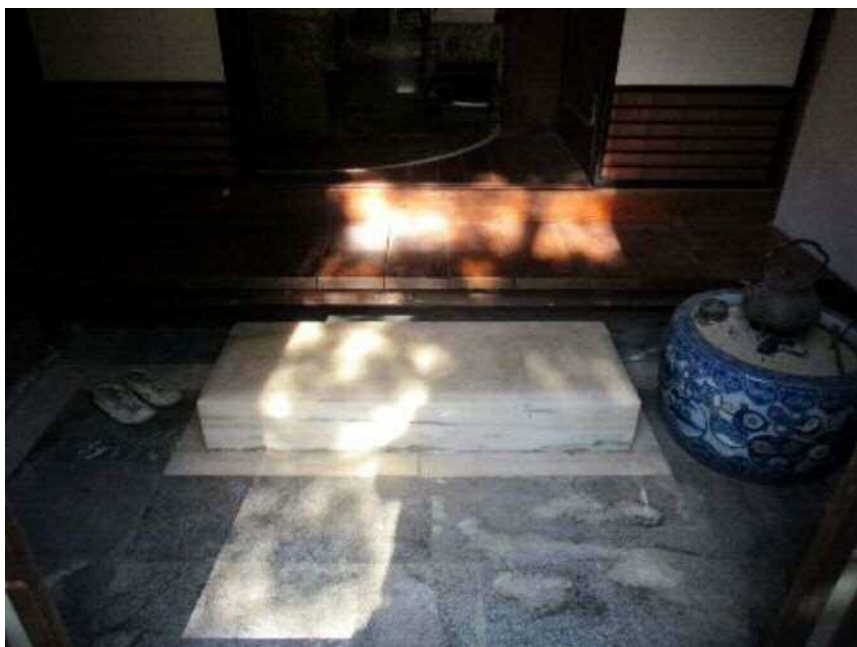
榎本家住宅主屋 北面



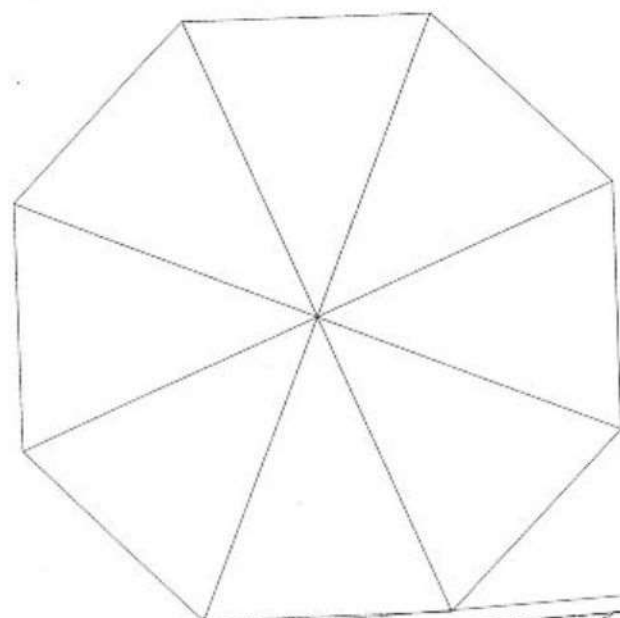
榎本家住宅主屋 玄關脇洋館



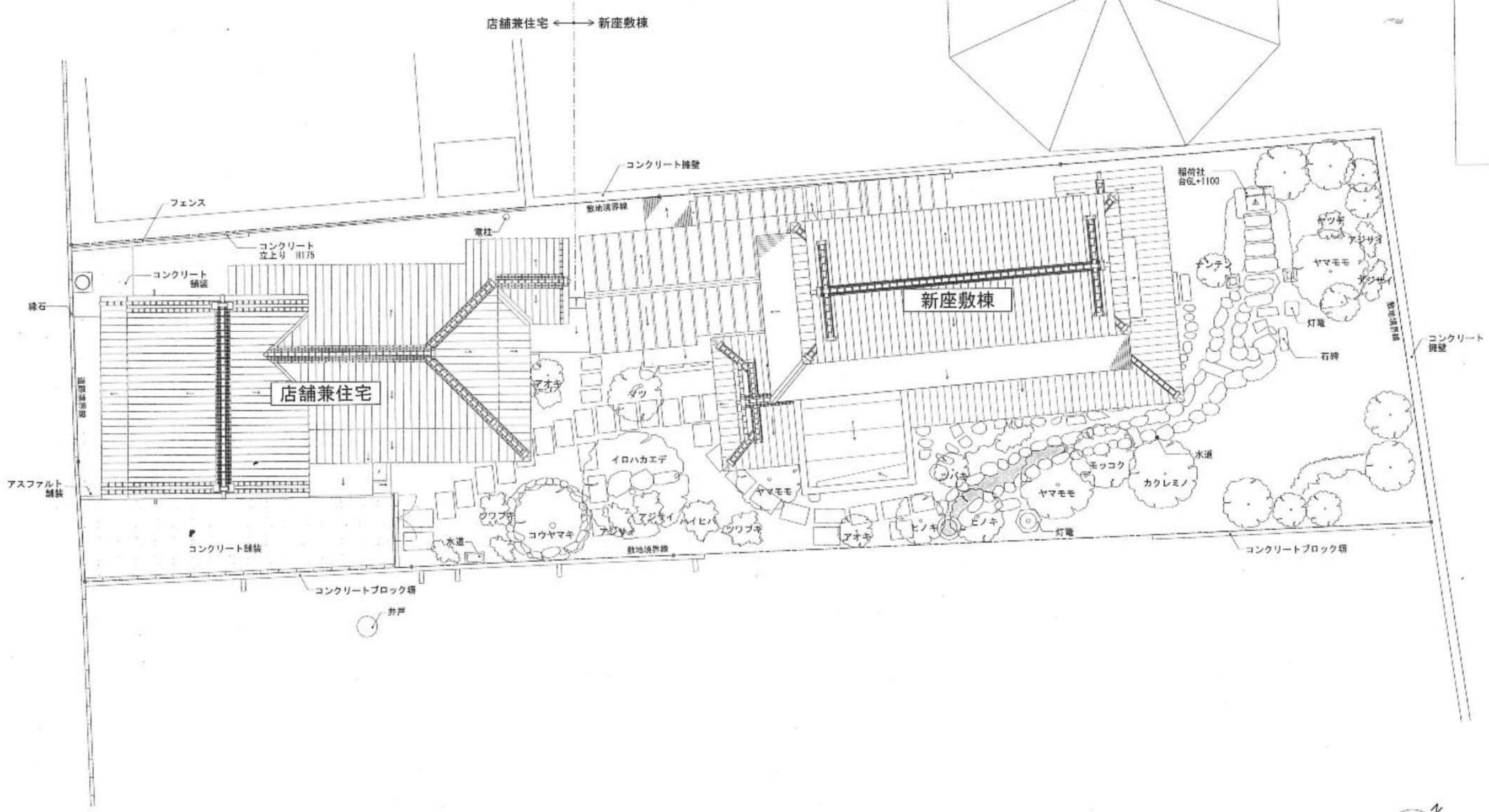
榎本家住宅主屋 東側廊下



榎本家住宅主屋 主玄關 大理石



庚申塚通り (旧中山道)



店舗兼住宅 ← → 新座敷棟

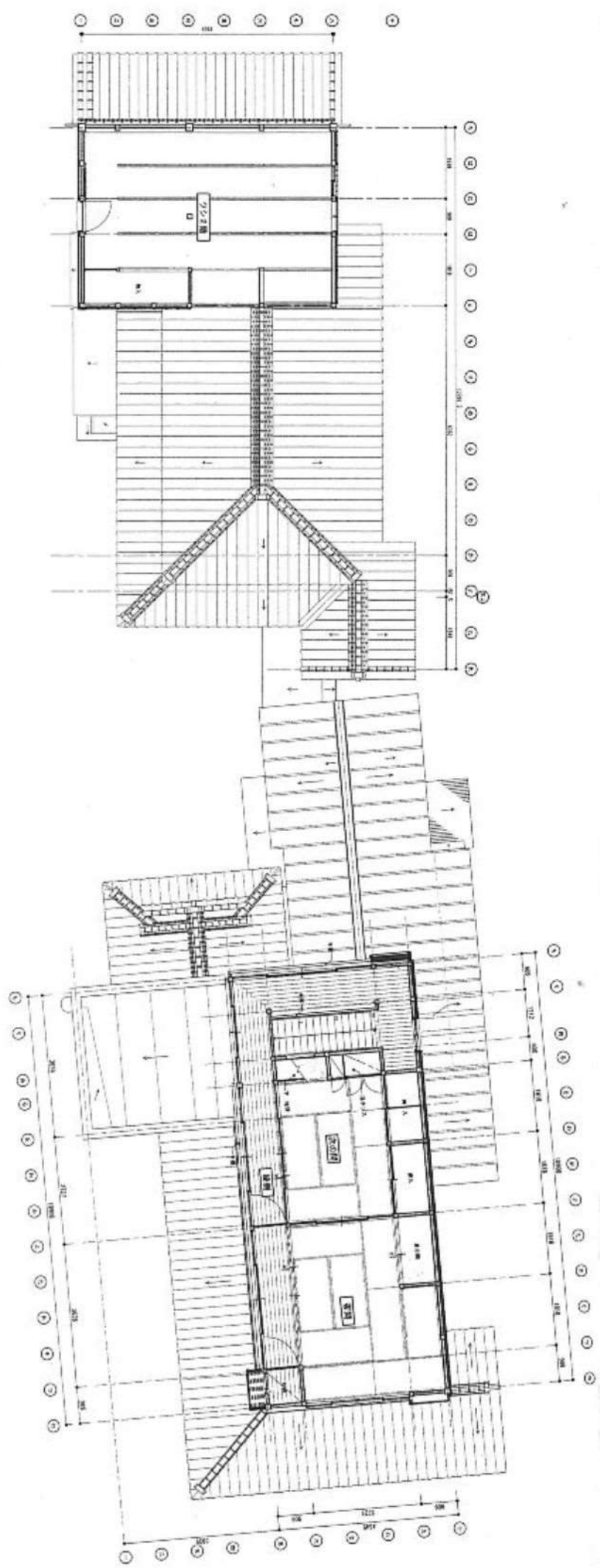
新座敷棟

店舗兼住宅

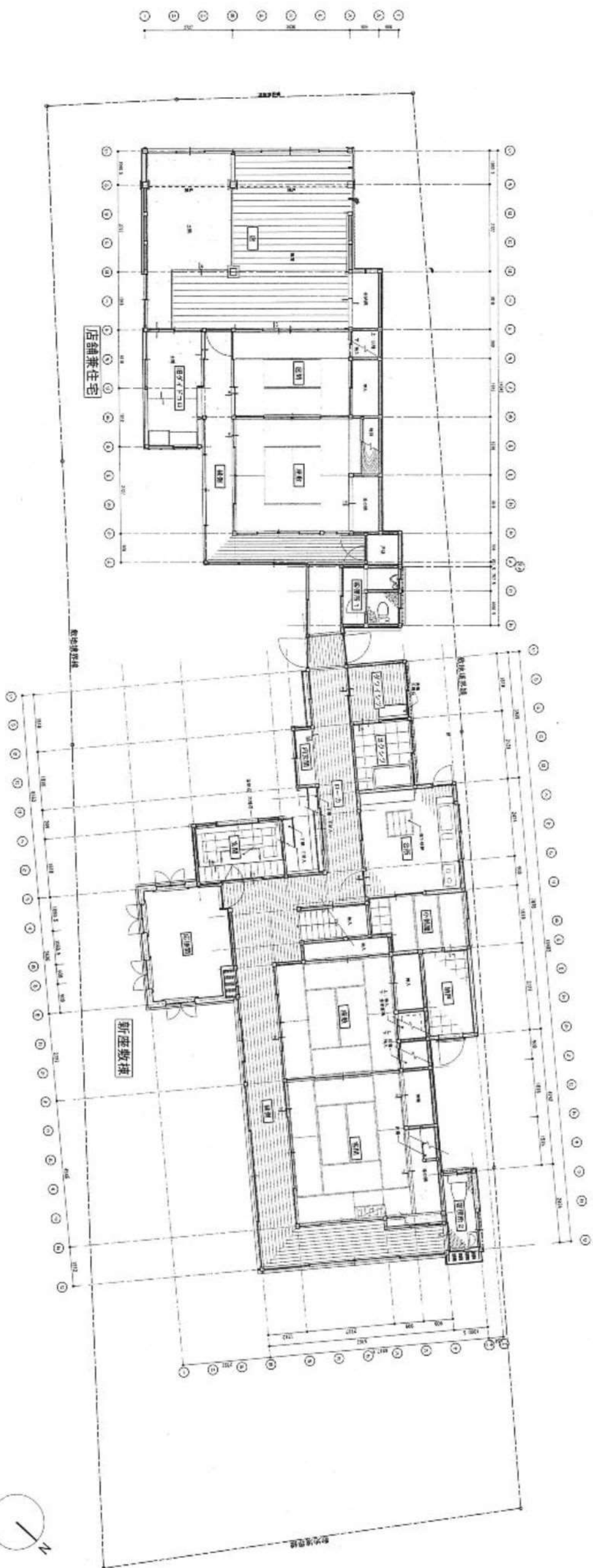
凡例
 数地境界線



榎本家店舗兼住宅および新座敷棟調査 drg. Title. 配置図	Date: 2022.12.09 Scale: 1/100 214A ●● 協同組合 伝統技法研究会
--	--



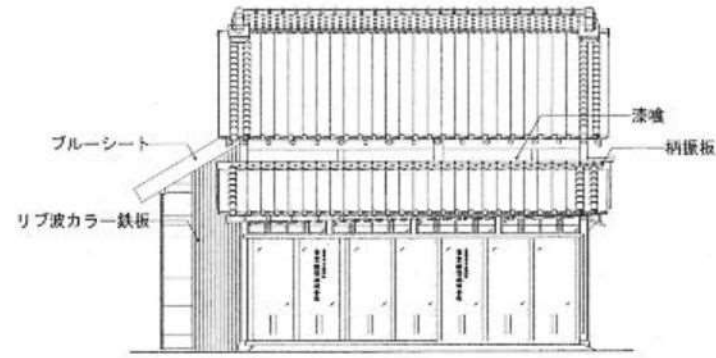
2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100



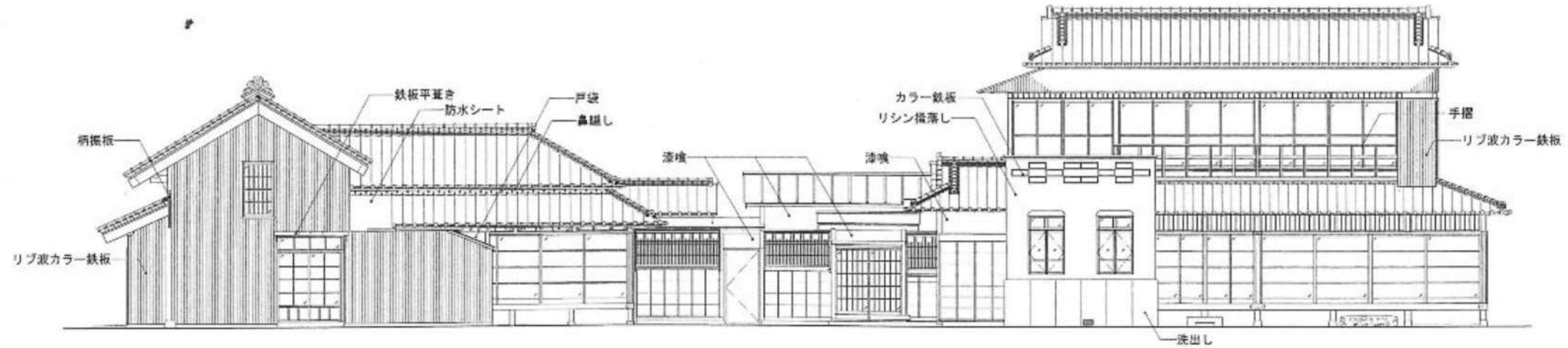
棟本家店舗兼住宅および新座敷棟調査
 Date: 2022.12.09
 Scale: 1/100 守屋
 ● 協同組合 任林建築研究会



店舗兼住宅 西立面図



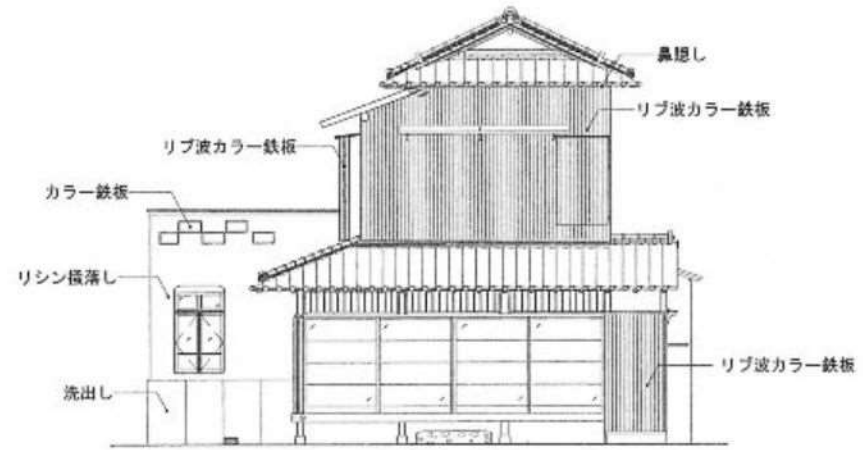
新座敷棟 西立面図



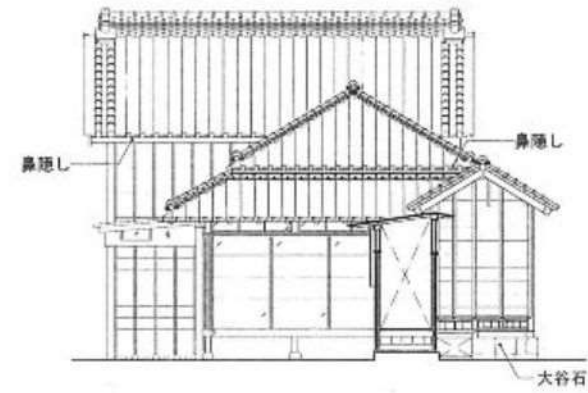
店舗兼住宅

新座敷棟

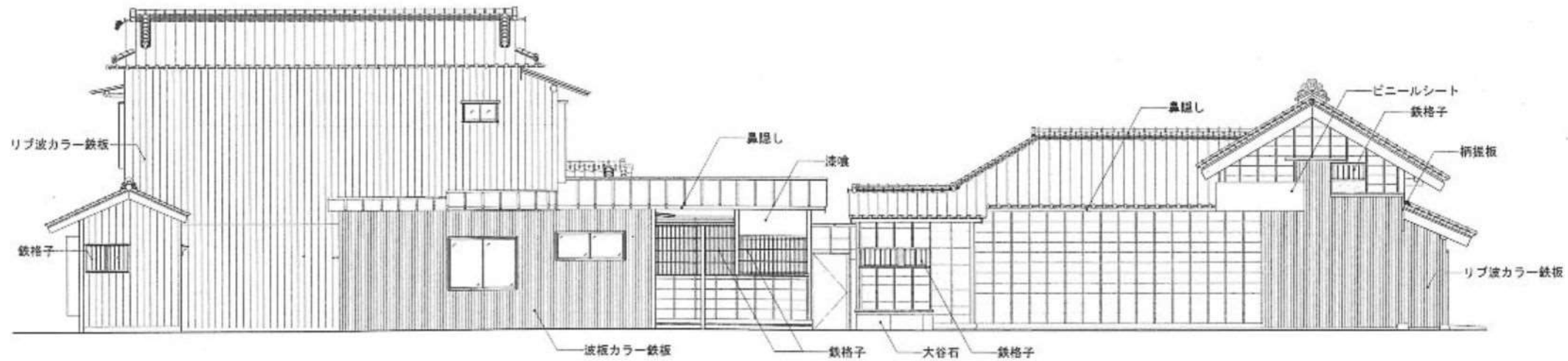
南立面図



新座敷棟 東立面図



店舗兼住宅 東立面図



新座敷棟

北立面図

店舗兼住宅

榎本家店舗兼住宅および新座敷棟調査 drg.Title 東立面図・北立面図	Date. 2022.12.09	No.
	Scale. 1/100 守屋	
	●● 協同組合 伝統技法研究会	